

# 政策調整会議の概要

開催日 令和6年11月14日（木）

## ◎項 目

- 1 株式会社ポケモンとの包括協定について
- 2 改正道路交通法の施行について

## ◎内 容

### 1 株式会社ポケモンとの包括協定について【総合企画部】

#### ○政策企画課長

11月11日、株式会社ポケモンと本県との包括協定を締結し、発表式を開催。

株式会社ポケモンでは、地域ごとに「推しポケモン」を選定。これまでに11道県で取り組みが進んでおり、本県は12番目となった。

この活動におけるポケモンの使用料は無料である。

連携項目は観光振興に関すること、県産品の振興に関することの2項目を柱としている。

今回、本県の「推しポケモン」に任命されたのは「ヌオー」というキャラクターで、森林率全国1位の豊かな森や、その森が育む四万十川や仁淀川といった清流はヌオーがのんびり暮らしているかもしれないと思わせてくれ、高知県を応援するにはぴったりという理由で選ばれた。

各地域の推しポケモンは「〇〇県応援ポケモン」などの名称をつけることになっており、ヌオーは「高知だいすきポケモン」として、高知県を一緒に盛り上げていくこととなる。

現在、取り組みを進めている連携事業は、今冬開催予定のイルミネーションを活用した県内周遊ラリーの実施、県主催のイベントを中心にヌオーに会えるグリーンディングイベントの開催、ポケモンの絵が描かれたマンホールの蓋「ポケふた」を県内全市町村に順次設置、ミレービスケットや土佐和紙とのコラボ商品販売、ヌオーをデザインしたラッピング電車運行。

各部局では新たな連携項目やイベントでの活用など様々なアイデアがあると思われる。現在、部局からの提案を記載する様式を作成しており、準備ができ次第、案内する。

また、市町村や事業者からポケモンの活用に関する問い合わせがきている。問い合わせ対応についても現在整理しており、関係部局には事業者対応に協力いただくことも考えている。

積極的にポケモンを活用し、ヌオーとともに高知県を盛り上げていけるよう、ご協力をお願いします。

## 2 改正道路交通法の施行について【警察本部】

### ○警務部参事官

11月1日に道路交通法が改正された。改正の大きなポイントは3点。

1点目は、運転中のいわゆる「ながらスマホ」が厳罰化された。自転車を運転しながらスマホ、携帯電話を手に持って通話したり、画面を注視した場合、これまでは県公安委員会規則により5万円以下の罰金としていたが、11月1日からは道路交通法によって6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に、交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金となった。

注意点として、車両にスマホ等を固定させる機器を取り付けた上で画面を注視し、危険を生じさせた場合も検挙の対象となり、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金となる。

2点目は、自転車の酒気帯び運転の罰則化。自転車の運転について、これまでは酒酔い運転が5年以下の懲役又は100万円以下の罰金として検挙対象であったが、11月1日からは酒気帯び運転も3年以下の懲役又は50万円以下の罰金として検挙対象となった。自転車酒気帯び運転を知って自転車を提供した場合は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、これを知って酒類を提供したり同乗した場合は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金となる。

3点目はペダル付き電動バイクに関する規制。自転車のようにペダルが付いているが、スロットルが備えられてモーターのみで走行させることができるものや、いわゆる電動アシスト自転車のアシスト比率の基準を超えるものについては、一般原動機付自転車として運転免許が必要となる。公道を走行する際にはナンバープレートやウインカー、バックミラー等の取付け、自賠責保険への加入が必要となる。このようなバイクについては、充電不足であったり、電池を取り外した上でペダルを漕いで運転した場合であっても、運転免許が無かったり、車両に対する必要な整備がされていなければ検挙の対象となる。

これら違反は罰金刑となり、前科として扱われる。特に自転車の酒気帯び運転は全国的に国民の関心が非常に高く、他県では職業も含めて検挙事実が具体的に報道されている。

これから忘年会シーズンに入るが、二日酔い運転でも検挙の対象となることから、十分注意するとともに、各所属でも周知徹底をお願いしたい。

### ○副知事

飲み会の場所まで自転車で行き、帰りは「自転車には乗らずに押して帰る」と言う職員もいるかもしれないが、酒が入れば正常な判断力も低下する。

飲み会の席には極力自転車では行かないようにする等、気をつけていただきたい。